

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び第30条の12において準用する同項の規定により選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について次のとおり公表します。

令和5年12月11日

軽井沢町選挙管理委員会
委員長 市村 洋一郎

（期間：令和4年12月1日から令和5年11月30日まで）

閲覧の年月日	申出者の氏名 （申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）	
	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
	閲覧に係る選挙人の範囲	利用目的の概要
1 令和4年12月7日	押金 洋仁	
	選挙人名簿 第2投票区、第21投票区及び第22投票区（169人）	選挙運動用葉書を発送するため
2 令和5年2月10日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎	
	選挙人名簿 第17投票区（20人）	長野市南県町680-5 信毎別館4F 県民世論調査（「環境と暮らし2023」及び「われら信州人～郷土・地域意識編VI」）の標本を抽出するため
3 令和5年2月22日 令和5年3月6日 令和5年3月9日	赤井 信夫	
	選挙人名簿 第8投票区から第12投票区まで（2,984人）	後援会勧誘文書を発送するため

閲覧の年月日	申出者の氏名 (申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)	
	申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	
	閲覧に係る選挙人の範囲	利用目的の概要
4 令和5年4月17日	小山 裕嗣	
	選挙人名簿 第4投票区、第5投票区、 第15投票区、第17投票区か ら第20投票区まで (614人)	後援会勧誘文書を発送するため
5 令和5年4月17日	小林 天馬	
	選挙人名簿 第1投票区、第2投票区、 第9投票区、第10投票区及 び第12投票区 (231人)	後援会勧誘文書を発送するため
6 令和5年5月12日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎	
	長野市南県町680-5 信毎別館4F	
	選挙人名簿 第3投票区 (25人)	県民世論調査(長野県内金融機関に関する県民意識調査)の標本を抽出するため
7 令和5年11月10日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎	
	長野市南県町680-5 信毎別館4F	
	選挙人名簿 第11投票区 (20人)	県民世論調査(満蒙開拓を巡る県民意識調査)の標本を抽出するため